

三田市こども・地域食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市内で、こども及び困窮家庭の孤立防止又は支援を主な目的とするこども・地域食堂事業への補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) こども 概ね18歳までの者
- (2) 困窮家庭 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮するとともに、社会的な孤立により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある家庭
- (3) こども・地域食堂 こども、その保護者及び地域住民が、無料又は低額の食事を介して交流できる場

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 5人以上で構成され、役員等の体制が整っていること。
- (2) 補助金交付申請日前1年以内に、こども・地域食堂の開催の実績が3回以上あること。
- (3) こども・地域食堂を市内で1年以上継続して開催する意思及び能力を有すると認められること。
- (4) 当該補助金の目的を理解し、行政、社会福祉協議会、学校関係者及び地域住民(民生委員・児童委員、区・自治会、まちづくり協議会、ふれあい活動推進協議会等)と連携・協力する意思があること。
- (5) 代表者及び会計を定めており、金融機関の口座及び通帳を所有し、かつ、明朗な会計及び経理を実施又は報告することができる団体であること。
- (6) 所管の健康福祉事務所に相談し必要に応じた指導・助言を求める等、安全性や衛生管理に十分注意し参加者及び従事者の安全確保に努めていること。
- (7) 営利又は政治、宗教若しくは思想活動を目的とする団体ではないこと。

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者を含む団体でないこと。

(9) 補助対象となるこども・地域食堂事業と当該事業以外の経費とを区分し、その収入及び支出を明らかにできること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) こども及び困窮家庭の孤立防止又は支援を主な事業目的とし、三田市内で概ね月1回以上、定期的に開催する計画があること。
- (2) 1回の開催あたり1時間以上の事業であること。
- (3) 参加費は、無料又は低額(実費相当程度)であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を開催するために必要な経費のうち、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める額と、補助対象経費の総額から当該経費に充てるために徴収した参加費及び他の収入を控除した額を比較して、いずれか小さい額とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、別に定める申請期間に、三田市こども・地域食堂支援事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体調書
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付

を決定し、三田市こども・地域食堂支援事業補助金交付（不交付）決定通知書により、その旨を申請団体に通知する。

（補助対象事業の変更等）

第9条 申請団体は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、三田市こども・地域食堂支援事業補助金変更等申請書に事業概要変更書及び収支予算変更書を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の実績報告）

第10条 申請団体は、当該年度の事業が完了したときは、完了後2週間以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、三田市こども・地域食堂支援事業補助金実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (4) 事業の開催状況がわかる書類（広報チラシや写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は三田市こども・地域食堂支援事業補助金実績報告書の内容を審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認める場合は、補助金の額を確定し、三田市こども・地域食堂支援事業補助金確定通知書により申請団体に通知するものとする。また、規則第14条ただし書の規定により、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができるものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の額の確定を受けた申請団体は、請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助対象事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助対象事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(5) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに三田市こども・地域食堂支援事業補助金交付決定取消等通知書により申請団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、三田市こども・地域食堂支援事業補助金返還命令書により、速やかに申請団体に対し、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 市長は、必要があると認める場合は、補助対象事業の完了前においても、申請団体に事業の開催状況及び開催の成果の報告を求めることができる。

2 申請団体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

費 目	内 容
食材費	食材の購入費
消耗品費	箸、食器、容器、調理器具、衛生用品、文房具等

備品費	電化製品等
使用料・賃借料	実施会場等の使用料又は賃借料
通信運搬費	郵便・送料料金、電話料金等
印刷製本費	チラシ、ポスター、その他資料印刷費
手数料・負担金	食品衛生責任者養成講習会等の受講料・研修負担金等
保険料	傷害・賠償責任等の保険料等
謝礼金	ボランティア等への謝礼金

※ 三田市以外の他の助成等を受けている事業と同一事業かつ同一費目については、対象経費を区分して、明確に費用を分けて実施し、補助対象経費が重複しない場合に限り、当該補助金の対象とする。

※ 事業の実施内容を企画するための従事者の打合せ、視察、交流等に係る経費は補助対象経費から除く。

別表第2

1回の開催あたりの参加人数（団体の構成員を除く）	金額
20人以下	4,500円
21人から40人まで	6,000円
41人から60人まで	7,500円
61人から80人まで	9,000円
81人以上	10,000円

※年間12回を上限とする。